

# 一般質問発言通告書

発言順位 16番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和6年11月26日

三島市議会議長 堀江和雄様

三島市議会議員 7番 石井真人

質問事項1	三島市の内部公益通報制度について
具体的内容	
<p>本年4月に、兵庫県の元県民局長により、斎藤知事のパワハラ疑惑や補助金の不正支出などを告発する通報が、兵庫県に対して公益通報制度を利用して行われたが、兵庫県は、この通報を公益通報として正式に受理せず、適切な対応が行われなかったとされ、大きな問題となっている。</p> <p>公益通報者保護法は、労働者が職場での法令違反を通報した際に、不利益な取り扱いから保護することを目的としているが、兵庫県のケースでは、通報者が適切に保護されず、通報内容の調査も不十分であったとされる中、兵庫県議会は百条委員会を設置し、専門家からは、「県が男性職員を公益通報の対象にしなかったことは法律違反」との指摘があるなど、現在も調査が続いている。</p> <p>一方、三島市においても、令和4年5月13日、令和4年7月25日と、二度の内部公益通報に対して、「通報内容が、現状、市民の公益を直接損なうような通報対象事実（刑事罰及び行政罰の対象となるような違法行為の事実）と認められないため」として、令和4年8月付けの人事課長名で、通報者に対し不受理の決定が出された。</p> <p>さらに、本件に関し、「内部公益通報の処理に関する規程に示されている公益通報対応業務の管理責任者である企画戦略部長が決裁に加わらなかったこと（企画戦略部長が押印されていないこと）についての根拠規定とそれに至る文書一式」について市民から開示請求が出され、三島市からは、市民に対して公文書開示拒否決定の処分が出された。</p> <p>しかし、市民が不服申し立てによる審査請求を行った結果、三島市情報公開・個人情報保護審査会で審査され、令和5年12月28日に三島市の開示請求拒否決定を取り消しの答申が出され、令和6年2月14日に審査請求に対し裁決が行われ、三島市は、本件の処分を取り消し、開示請求のあった公文書のうち不存在となる部分及び保護すべき個人情報に記載された部分を除き開示の決定を行うなどの経緯があった。</p> <p>このように、三島市においても、内部公益通報に対して不受理の実態もあり、さらに、情報公開の在り方についても、市民から疑問の声が上がっている。</p> <p>そこで、三島市の内部公益通報制度に関する対応について、以下に伺う。</p>	
1 本市における令和4年5月13日、令和4年7月25日の内部公益通報は、具体的にどのような通報内容（個人が特定されない範囲）であったか。また、不受理とした理由及び誰が判断して不受理としたのか。行政罰、刑事罰とならないとの法解釈をしたのは誰か。	
2 消費者庁の公益通報のガイドラインによれば、法、指針及びガイドラインを踏まえて当該通報に対応する必要性を十分検討した上で、通報を受理し、その内容を調査することが基本とされるが、それにもかかわらず、不受理としている理由は。	
3 当該通報について、不受理と決定するにあたり、通報内容に関して、通報者、被通報者へのヒアリングや、事実確認など具体的にどのような調査・検討を行っての不受理なのか。今後、当該通報を正式に受理をして、再調査をする考えはあるのか。	
4 公益通報の管理責任者である企画戦略部長が決裁に加わらず、副市長が決裁者となったことへの判断は誰がしたのか。市長は、いつ通報内容を知り、どのような判断を下したのか。	